

～制度調査部情報～

2007年10月31日 全12頁

# 信託の会計処理①

制度調査部

鈴木 利光

## 信託の会計処理、新信託法の成立による整理へ

### 【要約】

- 企業会計基準委員会は、2007年8月2日付にて実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表した。
- 実務対応報告は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、2006年12月15日に公布された新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理を定めることをその目的としている。
- 実務対応報告により、事業信託、自己信託等、新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理が定められるとともに、これまで十分に議論されていなかった信託の連結財務諸表上の扱いが定められることとなった。
- 信託の連結財務諸表上の扱いについては、具体的には、信託は財産管理の機能を有することから通常は連結対象に含まれないが、一定の要件を満たす場合には連結対象に含まれることが明らかにされた。

### 【目次】

- I. はじめに (P2)
- II. 概念整理 (P2)
  - 1. 信託とは
  - 2. 従来 of 信託の会計基準等
  - 3. 従来 of 信託の会計基準等における受益者の会計処理の取扱い
- III. 新信託法の概要 (P4)
  - 1. 改正の背景
  - 2. 改正の要旨
- IV. 実務対応報告の規定事項 (P5)
- V. 委託者及び受益者の会計処理（これまでの信託の一般的な分類による） (P6)
  - 1. 【Q1】委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託（合同運用を除く）
  - 2. 【Q2】委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託（合同運用を含む）
  - 3. 【Q3】委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託（合同運用を除く）
  - 4. 【Q4】委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託（合同運用を含む）

(以上、本レポート)

## VI. 委託者及び受益者の会計処理（新信託法による新たな種類の信託等）

1. 【Q5】 事業の信託
2. 【Q6】 受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）
3. 【Q7】 自己信託

## VII. 【Q8】 受託者の会計処理

## VIII. 適用時期等

（以上、「信託の会計処理②」）

## I. はじめに

- 企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、2007年8月2日付にて実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下、「本実務対応報告」という）を公表した。
- 本実務対応報告は、**これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに**、2006年12月15日に公布された**新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理を定める**ことをその目的としている。
- 本実務対応報告は、新信託法の施行日（2007年9月30日）<sup>1</sup>以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託であって信託の変更により新信託法の規定の適用を受ける信託（「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第3条）について適用される。
- 本稿では、新信託法の概要を整理した後、本実務対応報告のうち、**これまでの信託の基本的な会計処理を整理した部分を解説**するものとする（新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理を定めた部分については、「信託の会計処理②」にて解説するものとする）。

## II. 概念整理

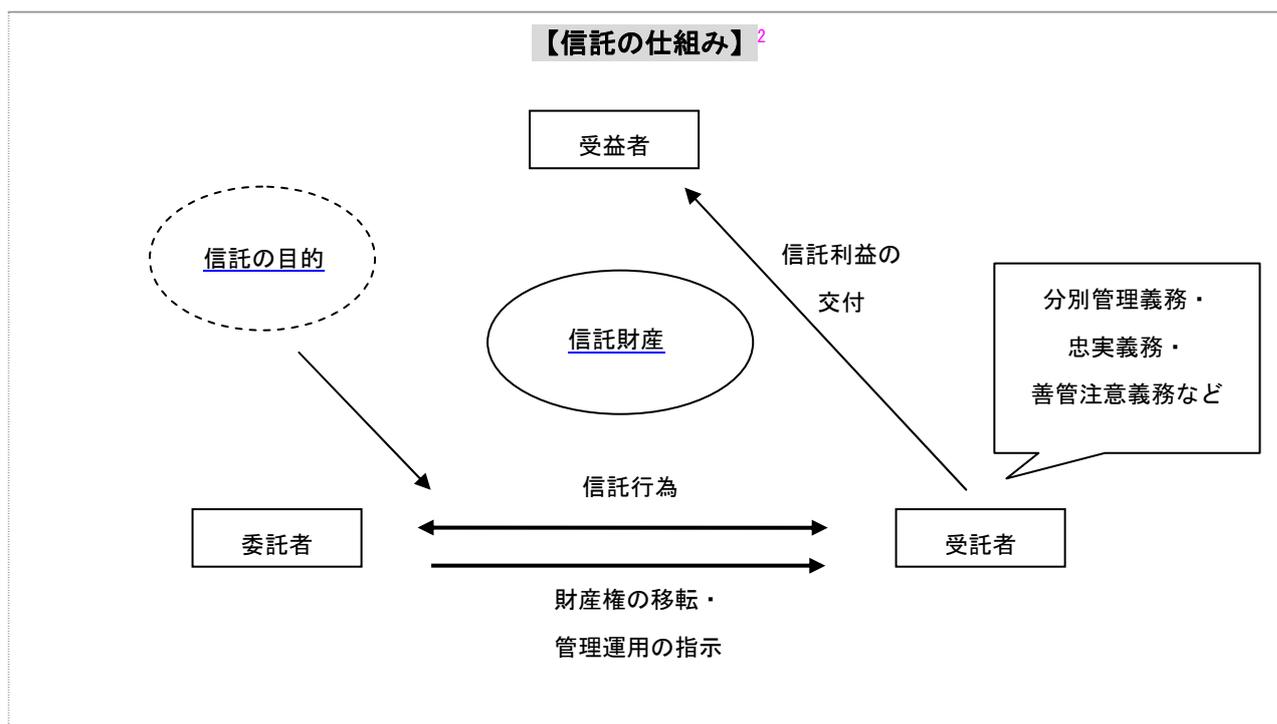
### 1. 信託とは

- 「信託」とは、法が認める一定の方法（※1）に基づく信託行為により、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従い、**特定財産の管理又は処分**及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう（新信託法第2条第1項参照）。

（※1）①信託契約、②遺言、③信託宣言（自己信託）、をいう（新信託法第2条第1項・第2項、同法第3条参照）。

- 従来からの「信託」の一般的なイメージ（それ自体は新信託法においても基本的に変わるところはない）は、下図のとおりである。

<sup>1</sup> ただし、後述する「自己信託」については、新信託法の施行日（2007年9月30日）より1年間は適用されない（新信託法付則第2項）。



(出所) 社団法人信託協会ホームページ資料 (<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>) を参考に大和総研制度調査部作成

## 2. 従来の信託の会計基準等

- これまで信託に関する包括的な会計基準等はなかったが、その会計処理は、必要に応じて商品ごとに定められていた（下表参照）。

信託の形態	関連する会計基準等
金融資産の信託	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（金融商品会計基準）
	日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（金融商品会計実務指針）
不動産の信託	日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（不動産流動化実務指針）

(出所) 「企業会計 2007」（中央経済社） Vol.59 No.10 P114

## 3. 従来の信託の会計基準等における受益者の会計処理の取扱い

- 従来の信託の会計基準等における受益者の会計処理の取扱いは、以下のとおりである<sup>3</sup>。
  - ① 信託を導管とみる、いわゆる「信託導管論」（※<sup>2</sup>）。
  - ② 個別財務諸表上、受益者が自らの会計処理をするにあたって、受益者が多数の場合は事業体とみて、受益権を評価する<sup>4</sup>。
  - ③ **連結財務諸表上、企業の連結対象になるかという意味での「事業体」にあたるか否かについて**

<sup>2</sup> このように委託者と受益者が別人の信託を「他益信託」という。

<sup>3</sup> ASBJ 議事要旨参照。

<sup>4</sup> 金融商品会計実務指針第100項参照。

ては、これまで十分に議論されていなかった。

(※2) 「受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理する考え方」（「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」第44項）をいう。

### Ⅲ. 新信託法の概要

#### 1. 改正の背景

- 旧信託法は大正11年に制定された信託に関する私法的な法律関係を規律する基本法であるが、これまで80年以上にわたり、実質的な改正がなされてこなかった。
- しかし、社会・経済活動の多様化に伴う信託活用の機会の増加と活用方法の多様化に伴い、信託法全般を抜本的に見直す必要が生じていた。

#### 2. 改正の要旨

##### (1) 受託者の義務、受益者の権利等に関する規定の整備

柔軟性を向上させる観点から、当事者の私的自治を尊重し、過度に規制的であった旧信託法のルールを見直した（受託者の利益相反行為の禁止の例外、受託者の自己執行義務に関する規定の柔軟化等）。

##### (2) 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備

#### ① 信託方法

従来の信託契約による設定、遺言による設定の他、信託宣言による設定（いわゆる「**自己信託**」。受託者が自ら受益者となる信託）<sup>5</sup>が導入された。

#### ② 新たな信託の種類

- 1) 受益証券発行信託<sup>6</sup>
- 2) 限定責任信託（いわゆる「ノンリコースの信託」）<sup>7</sup>
- 3) 受益者の定めのない信託（いわゆる「目的信託」）<sup>8</sup>

##### (3) 信託財産の範囲の拡大

- 新信託法では、信託行為の定めがあり、信託前に生じた委託者に対する債券に係る債務の引受けがされたときには、その債務が信託財産責任負担債務<sup>9</sup>に含まれることが明示され（新信託法第21条第1項第3号）、負債も信託することができるようになった。

<sup>5</sup> 新信託法第3条第3号（「…必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面…によってする方法…」）

<sup>6</sup> 新信託法第185条乃至第215条参照。受益権を有価証券化することは、特別法による投資信託や貸付信託に限定される必要はないことをもって「特例」とされる。

<sup>7</sup> 新信託法第216条乃至第247条参照。信託財産に属する財産のみをもって、受託者の債務を履行する責任を負う。

<sup>8</sup> 新信託法第258条乃至第261条参照。旧信託法では公益信託を除いて認められていなかったが、公益信託以外にも受益者の定めのない信託を許容することにより、厳密な意味での公益目的とはいえない社会活動の受け皿として利用可能とすることを目的として導入されている。

<sup>9</sup> 「受託者が信託財産に属する財産をもって履行する財産をもって履行する責任を負う債務」をいう（新信託法第2条第9項）。

そこで、いわゆる「**事業信託**」（積極財産と消極財産を一体化した事業自体の信託）<sup>10</sup>が可能となった。

#### (4) 2人以上の受益者による意思決定の方法の特例<sup>11</sup>

- 原則として、受益者が2人以上ある信託における受益者の意思決定は、すべての受益者の一致によってこれを決定する。

ただし、信託行為に別段の定めのある場合や、受益者集会<sup>12</sup>において多数決による旨の定めがある場合には、その定めによる。

## IV. 実務対応報告の規定事項

- 本実務対応報告の規定事項は、以下のとおりである<sup>13</sup>。

### ■ 委託者及び受益者の会計処理（これまでの信託の一般的な分類による）

信託行為によって 信託財産とする財産の種類 <sup>14</sup>	委託者兼当初受益者 <sup>15</sup>	
	単数（合同運用 <sup>16</sup> を除く。）	複数（合同運用を含む。）
金銭の信託 <sup>17</sup>	Q1	Q2
金銭以外の信託	Q3	Q4

（出所）企業会計基準委員会「実務対応報告第23号『信託の会計処理に関する実務上の取扱い』の公表」P2（脚注は筆者）

- 【Q1】委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託
- 【Q2】委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託
- 【Q3】委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託
- 【Q4】委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託

### ■ 委託者及び受益者の会計処理（新信託法による新たな類型の信託等）

- 【Q5】事業の信託
- 【Q6】受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）
- 【Q7】自己信託

<sup>10</sup> 新信託法第21条第1項第3号・第2条第9項参照。

<sup>11</sup> 新信託法第105条第1項・第2項

<sup>12</sup> 新信託法第106条乃至第122条参照。

<sup>13</sup> 「企業会計基準委員会 実務対応報告第23号『信託の会計処理に関する実務上の取扱い』の公表」参照。

<sup>14</sup> 当初の信託財産が金銭か金銭以外のかはあくまで信託設定時のことである。従って、運用財産の形状はこれに影響を与えない（「企業会計 2007」（中央経済社）Vol.59 No.10 P32 参照）。

<sup>15</sup> 委託者が当初の受益者になる信託を「自益信託」という。本実務対応報告では、（Q6のいわゆる目的信託は格別）この自益信託を前提としている。

<sup>16</sup> 共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用することをいう（法人税法第2条第26号、貸付信託法第2条第1項）。

<sup>17</sup> 金銭信託のうち、委託者が運用につき具体的に指示するものを「特定金銭信託」といい、信託契約の範囲内で受託者が運用するものを「指定金銭信託」という。

## ■ 【Q8】 受託者の会計処理

### ■ 適用時期等

## V. 委託者及び受益者の会計処理（これまでの信託の一般的な分類による）

### 1. 【Q1】 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託（合同運用を除く）

#### (1) 信託設定時

- 委託者兼当初受益者は、信託財産となる金銭を金銭の信託であることを示す適切な科目に振り替える。

（仕訳例）

借方科目	金額	貸方科目	金額
受益権（××信託）	●●	現金	●●

#### (2) 期末時

- 一般に**運用目的**と考えられている（金融商品会計基準第 87 項、金融商品会計実務指針第 97 項）。従って、委託者兼当初受益者は、**付すべき時価評価額を合計した額をもって貸借対照表額とし、その評価差額は当期の損益として処理**する（金融商品会計基準第 24 項、金融商品会計実務指針第 98 項）。

（仕訳例）

借方科目	金額	貸方科目	金額
受益権（××信託）	●●	（××信託）評価益	●●

借方科目	金額	貸方科目	金額
（××信託）評価損	●●	受益権（××信託）	●●

### 2. 【Q2】 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託（合同運用を含む）

#### (1) 信託設定時

- 委託者兼当初受益者は、信託財産となる金銭を有価証券（投資信託や商品ファンド）（※3）又は合同運用の金銭の信託であることを示す適切な科目に振り替える。

（※3）**投資信託**（受益権が有価証券として取り扱われている。この点については金融商品会計基準第 58 項・第 62 項を参照のこと）は、委託者が単数である他益信託として設定されるが、当初から受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものであるため、本実務対応報告では「委託者兼当初受益者」に含めるという取扱いをしている。

また、**商品ファンド**（合同運用指定金銭信託として設定される）については、有価証券として会計処理をすることとされている（金融商品会計実務指針第 134 項）。

(仕訳例)

借方科目	金額	貸方科目	金額
有価証券（又は××信託受益権）	●●	現金	●●

**(2) 受益権の売却時及び期末時**

- 受益者（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む）は、**有価証券として又は有価証券に準じて、保有目的に応じた会計処理**をする（※4）。

（※4）ただし、当該信託において、委託者兼受益者が形式的には複数であっても、他の委託者兼受益者が金融商品会計基準第24項（運用目的の金銭の信託は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損益として計上する旨を定めている）の適用を回避するための名目的な存在に過ぎない場合には、Q1によるものとして

いる。  
不当な財産隠し又は損失隠蔽の防止がその理由であるとする。

(仕訳例/売却時)

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	●●	有価証券（又は××信託受益権）	●
		有価証券（又は××信託受益権）売却益	●

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	●	有価証券（又は××信託受益権）	●●
有価証券（又は××信託受益権）売却損	●		

- ただし、預金と同様の性格を有する投資信託及び合同運用の金銭の信託は、取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計実務指針第64項）。

**(3) 受益者が複数である金銭の信託と「子会社」及び「関連会社」の範囲**

- 前述したように（P3 参照）、信託が連結財務諸表上、誰かの連結になるかという意味での「事業体」にあたるか否かについては、これまで十分に議論されていなかった。
- 信託は**財産管理の制度**としての特徴を有しているため、**通常は**「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」－ 1.にいう「**会社、組合その他これらに準ずる事業体**」には該当しない。
- しかし、適切な会計処理という観点（「不当な連結外しの防止」であるとする）から、委託者兼当初受益者が2人以上ある金銭の信託における**次の受益者**（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む）は、「連結財務諸表原則」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」に従い、原則として、当該**信託を「子会社」として取り扱うものとする**（※5）。

**A すべての受益者の一致によって受益者の意思決定がされる信託（新信託法第105条第1項）**

以下の要件をすべて満たす受益者

- 1) 自己以外のすべての受益者が緊密な者又は同意している者であり、かつ、
- 2) 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一3.(2)の②乃至⑤（下記記載）のいずれかの要件に該当する者

＜「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一3.(2)＞

- ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等（※6）の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配する契約等が存在すること。
- ④ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資を合わせて資金調達額の過半となる場合を含む。）。
- ⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

**B 信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがある信託（新信託法第105条第2項）**

「他の会社等の議決権」（「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一3.）を「信託における受益者の議決権」と読み替えて、「会社」（「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一3.）に該当することとなる受益者

**C 信託行為に別段の定めがあり、その定めるところによって受益者の意思決定が行われる信託（新信託法第105条第1項ただし書き）**

以下のいずれかの受益者

- 1) その定めにより受益者の意思決定を行うことができることとなる受益者
- 2) 自己だけでは受益者の意思決定を行うことができないが、緊密な者又は同意している者とを合わせれば受益者の意思決定を行うことができる場合には、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一3.(2)の②乃至⑤（A2参照）のいずれかの要件に該当する受益者

（※5）ただし、当該信託の受益権が売買目的であって、金融商品会計基準や特別の法令の定めに従った結果、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損益として処理することとなる場合には、事業投資である子会社や関連会社への投資には該当しない。

この場合には、「不当な連結外しの防止」をする必要がないからであると考える。

(※6) ここで「他の会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。ただし、更正会社、破産会社その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く）をいう。

- また、**委託者兼当初受益者が2人以上ある金銭の信託における次の受益者**（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む）は、「連結財務諸表原則」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」に従い、原則として、当該**信託を「関連会社」として取り扱う**ものとする。

「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」ニ 2. で示す「他の会社等の議決権」を、「信託における受益者の議決権」と読み替えて、「会社」（「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」ニ 2.）に該当することとなる受益者

### 3. 【Q3】委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託（合同運用を除く）

#### (1) 信託設定時

- 受益者は信託財産（有価証券含む金融資産や、不動産）を直接保有する場合と同様の会計処理をする（「信託導管論」（P3 参照）。金融商品会計実務指針第 78 項・第 100 項（1）、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「不動産流動化実務指針」という）第 44 項）。
- 従って、信託設定時に損益は計上されない。

#### (2) 受益権の売却時（委託者兼当初受益者の会計処理）

- 信託導管論により、受益者は信託財産を直接保有していたものとみて**消滅の認識（又は売却処理）**（金融商品会計基準第 9 項、不動産流動化実務指針第 19 項乃至第 21 項、金融商品会計実務指針第 291 項）の**要否を判断**する。

（仕訳例/売却処理）

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	●●	信託財産	●
		信託財産売却益	●

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	●	信託財産	●●
信託財産売却損	●		

#### (3) 期末時（委託者兼当初受益者の会計処理）

- 原則として、信託導管論により、信託財産のうち**持分割合に相当する部分を貸借対照表における**

資産及び負債として計上し、損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理をする（以下、かかる方法を「総額法」という）。

- ただし、委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託であっても、次のような場合には、信託導管論によることは困難であることから、個別財務諸表上、受益権を当該信託における有価証券の保有とみなして評価する。

- 1) 受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合（金融商品会計実務指針第100項（2））
- 2) 受益権の譲渡により受益者が多数となる場合（金融商品会計実務指針第100項（1）ただし書き）

また、上記 1) 2) の場合、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、V. 2. (3)（P7 参照）に準ずるものとしている。

これに関連して、当該信託が、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三の「特別目的会社」にあたることから「子会社」には該当しないものと推定されている場合には、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、「開示対象特別目的会社」の開示が必要となる。

#### (4) 他から受益権を譲り受けた受益者の会計処理

- 原則として、信託導管論により、各フェーズにて以下の処理をする。

##### 1) 受益権の取得時

信託財産を直接取得したものととして会計処理をする。

##### 2) 受益権の売却時

信託財産を直接保有していたものとみて消滅の認識（又は売却処理）（金融商品会計基準第9項、不動産流動化実務指針第19項・第20項）の要否を判断する。

##### 3) 期末時

個別財務諸表上、総額法による会計処理をする。

- ただし、次のような場合には、信託導管論によることは困難であることから、受益権を当該信託に対する有価証券とみなして処理をする（当該受益権を取得したときは有価証券の取得とみなして処理をし、受益権を売却したときは有価証券の売却とみなして売却処理を行うかどうかを判断し、期末時においては受益権を当該信託に対する有価証券の保有とみなして処理をする）。

- 1) 当該信託に係る受益権が質的に異なるものに分割されている場合

## 2) 受益者が多数となる場合

また、上記 1) 2) の場合、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、V. 2. (3) (P7 参照) に準ずるものとしている。

## 4. 【Q4】委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託（合同運用を含む）（※7）

（※7）ここでいう金銭以外の信託財産は、「事業」、すなわち「企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能する経営資源」（企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（以下「事業分離等会計基準」という）第3項）とはならない資産をいう。

事業の信託については、筆者著「信託の会計処理②」VI. 1. を参照のこと。

## (1) 信託設定時

- 各委託者兼当初受益者は受託者に対してそれぞれの財産を移転し、受益権を受け取る。そのため、信託設定時に損益は計上されない。
- ただし、当該委託者兼当初受益者が当該信託について支配することも重要な影響を及ぼすこともない場合には、その個別財務諸表上、（原則として）**移転損益を認識**することが適当とされている（この場合、受益者が受け取った受益権の取得原価は、信託財産に係る時価又は当該受益権の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき算定される）。  
当該信託の設定は、共同で現物出資により会社を設立することに類似することから、現物出資による会社の設立における移転元の企業の会計処理（事業分離等会計基準第31項）に準じて処理することが適当とされるからである。

## (2) 受益権の売却時及び期末時

- **ケースごとに、以下の処理**をする。

A **受益権が各委託者兼当初受益者からの財産に対応する経済的効果を実質的に反映し、かつ、売却後の受益者が多数とならない場合**

## 1) 売却時

掲題のような場合（例えば、各委託者兼当初受益者が共有していた財産を信託し、その財産に対応する受益権を受け取る場合）、受益者が直接保有していたものとみて**消滅の認識（又は売却処理）**（金融商品会計基準第9項、不動産流動化実務指針第20項）**の要否を判断**する（信託導管論）。

このような場合には、信託財産から生ずる経済的効果を受益者に直接的に帰属させるように会計処理することが可能とされるからである。

## 2) 期末時

個別財務諸表上、**総額法**による会計処理をする(※8)。

## B A以外の場合

### 1) 売却時

**有価証券の売却**とみなして売却処理の要否を判断する。

この場合には信託導管論によることは困難とされるからである。

### 2) 期末時

個別財務諸表上、受益権を信託に対する**有価証券の保有**とみなして評価する。

また、上記B)の場合、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、V. 2. (3) (P7 参照) に準ずるものとしている。

(※8) ただし、当該信託の重要性が乏しい場合には、貸借対照表及び損益計算書の双方について持分相当額を純額で取り込む方法(純額法)によることも可能とされている。

以上(「信託の会計処理②」に続く)